

## 第8回 新しい地方財政再生制度研究会

### 【開催日時等】

- 開催日時：平成18年11月17日（金）10：00～12：00
- 場所：総務省6階601会議室
- 出席者：宮脇座長、小早川委員、白川委員、森田委員、永井オブザーバー  
富山産業再生機構代表取締役専務  
岡本自治財政局長、平嶋地方債課長、丹下公営企業課長、  
青木財務調査課長 他

### 【議題】

- (1) 富山代表取締役専務から説明
- (2) 意見交換
- (3) 配付資料説明

### 【配布資料】

- 資料1～5
- 富山専務提出資料1～2

### 【概要】

- 富山専務からの説明を受けた後、意見交換
- 主な意見・やり取り
  - ・ 債務調整にあたっては、ステークホルダー（金融機関、債務者等）の債務調整に応じる経済的な動機付けをどのように担保するかが重要であり、地方公共団体の債務調整を制度設計する上でも重要ではないか。
  - ・ 特に債権者（金融機関）が債権放棄に応じる動機付けであるが、その際重要なのは、過剰債務状態にある債務者の清算価値ではなく現在価値・収益価値であり、地方公共団体にあてはめた場合もその点に着目し、潜在的な収益価値を計算すべきではないか。
  - ・ 民間企業の場合は経営者の責任問題が不可避免的に問われることになるが、地方公共団体の場合も公選制とのバランスはあるにせよ、何らかの経営責任を負わせることが、効率的な再建の見地からは重要な視点ではないか。
  - ・ 日本の地方財政制度が国と密接な関係にあることを考慮すると、地方公共団体のキャッシュフロー（現在価値）の毀損をどのように考えるべきか。
  - ・ 地方公共団体の場合は法人格と切り離して、事業を観念できないのではないか。
  - ・ 国からの財政移転も含めて地方公共団体の現在価値を測る必要があるとすると、国が資金を地方公共団体に供給し続けることの将来に渡っての見通しを考える必要があるのではないか。

- ・ 地方債の信用が国債と深くリンクしている現状を考えれば、債務調整による地方債のリスク上昇が国債に与える影響も考慮すべきではないか。
- ・ 企業の場合は自身の企業価値の保全手段をさまざまに持っているが、地方公共団体の場合は、現在価値が著しく毀損したとしても住民がいる限り行政サービスをせざるをえない特質を持っていることも制度設計に当たっては考慮にいれるべきではないか。
- ・ 債務調整以外に財政規律を強化する手段としては国の関与の強化も考えられるが、地方分権の時代にはそぐわないのではないか。
- ・ 将来デフォルトが生じた際に行政サービスの大幅な切り詰めをして住民に苛酷な状況を生み出す可能性も考えれば、債務調整を導入することが日本にとっては大きなマイナスと見る向きもあるが、債務調整を前提とした透明な手続きに則った法制度を準備しておくことは、むしろプラスではないのか。また金融機関にとってもメリットは考えられるのではないか。
- ・ 債務調整を導入した場合、地方公共団体も財政的に富裕な団体をはじめとして財政規律が強化される団体もあろうが、多数の小規模団体では資金調達が困難になることが容易に想像されるが、それについてはどのように考えるべきか。
- ・ 早期是正スキームの導入に伴う住民からのチェックの強化により、かなりの数の地方公共団体は財務状態が改善することを見込めるのではないか。
- ・ 早期是正スキームだけでは、地方公共団体の歳出の徹底的な削減は期待できないのではないか。聖域化している歳出もあるのではないか。
- ・ 早期是正スキームの中身を固めなければ、債務調整を導入した場合の制度設計を考えることはできないのではないか。
- ・ 債務調整を導入する場合は、第三者機関の役割が重要になるのではないか。
- ・ 財政指標の公表時期は決算公表後となり、計画作成対象年度も翌年度の予算からだとすると、公表した当該年度の歳出については歳出削減策をとらなくてよいのか。